

広島県新動物愛護センター施設整備事業

落札者決定基準

令和3年1月

広島県

第1. 本書の位置づけ

落札者決定基準は、広島県（以下、「県」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下、「PFI 法」という。）第 6 条の規定に基づき、令和 2 年 12 月 14 日に特定事業として選定した「広島県新動物愛護センター施設整備事業」（以下、「本事業」という。）についての募集・選定を行うにあたって、入札に参加しようとする者を対象に交付する入札説明書と一体のものである。

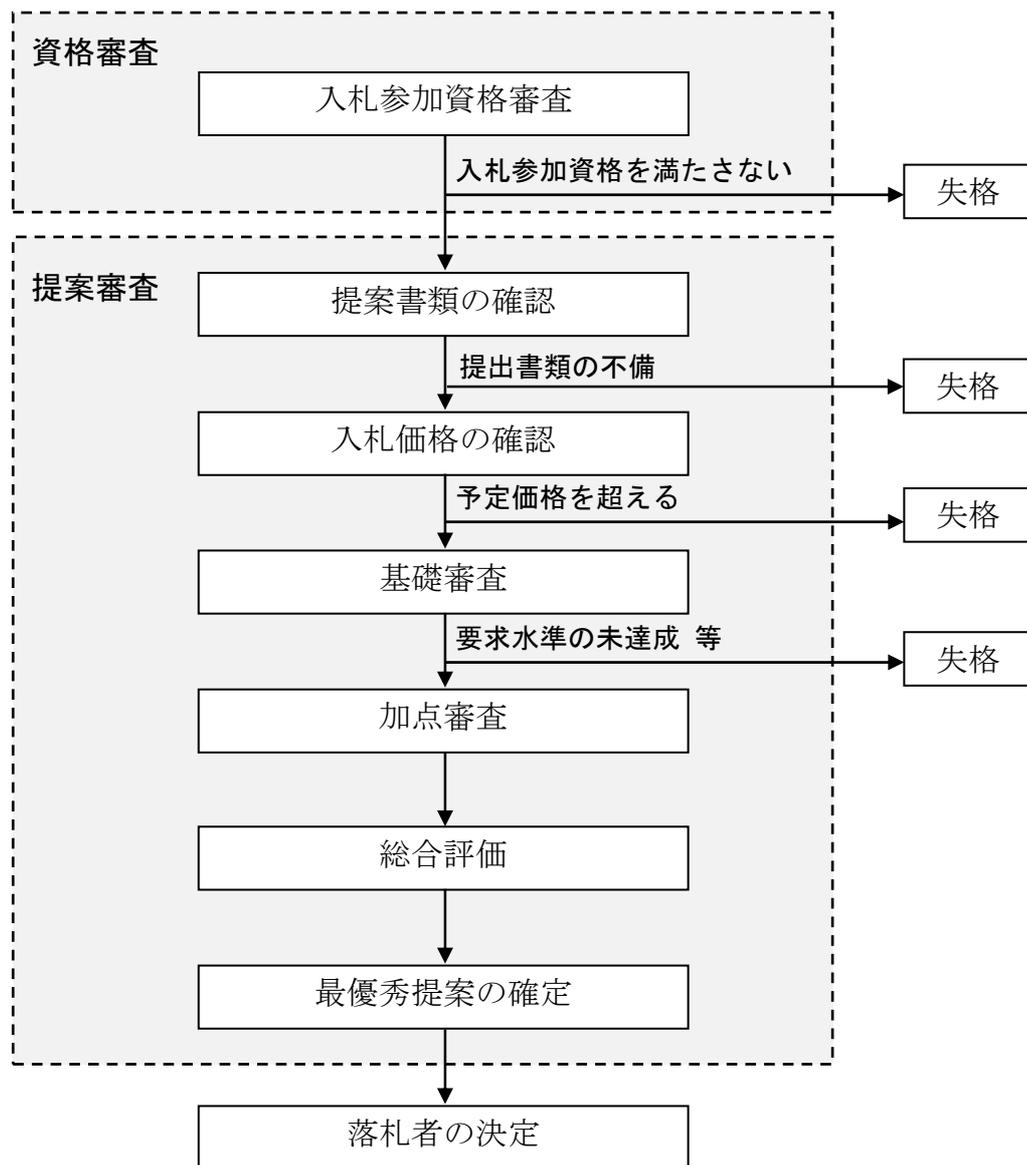
落札者決定基準は、落札者を選定するにあたって、入札参加者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価・選定するための方法及び基準等を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

最優秀提案の選定にあたっての審査は、公平性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うために設置している「広島県動物愛護センターPFI 事業者評価委員会」（以下、「選定委員会」という。）において行う。

第2. 落札者決定の手順

1. 審査の流れ

本事業における事業者の選定は、価格及びその他の条件により落札者を決定する総合評価一般競争入札方式に基づき次の手順で実施する。



2. 資格審査

県は、入札参加者から提出される入札参加資格審査に関する書類をもとに、入札参加者が満たすべき参加資格要件（以下、「参加資格要件」という。）について確認し、確認の結果を代表企業に対して通知する。確認できない場合は失格とする。

3. 提案審査

(1) . 提案書類の確認

県は、入札参加者に求めた入札提案に関する提案書類がすべて揃っていることを確認する。書類不備の場合は、失格とする。

(2) . 入札価格の確認

入札書に記載された入札金額（事業期間を通じて県が支払うサービス購入料の総額）が、県の設定した予定価格を超えていないことを確認する。入札金額が予定価格を超えている場合、その入札参加者は失格とする。

(3) . 基礎審査

選定委員会は、提案書類に記載された内容が、基礎審査項目を満たしていることを確認する。提案内容が基礎審査項目を満たさない場合は、失格とする。基礎審査項目は、以下のとおりである。

要求水準書との整合	要求水準書の要求水準に違反の無いこと。
提出書類作成様式との整合	入札説明書及び様式集に示す提案書の作成に関する条件に違反がないこと。

4. 加点審査

(1) . 加点審査の方法

選定委員会は、入札参加者から提出された提案書類の各様式に記載された内容について審査を行い、審査項目ごとに得点を付与する。

(2) . 加点審査の項目及び配点

加点審査の審査項目及び配点は、以下のとおりである。なお、加点審査の審査項目及び配点については、県が本事業に対して民間の創意工夫を期待する度合いを勘案して設定したものであり、配点はその重みを示すものである。入札価格以外に関する審査項目の詳細は別紙1「入札価格以外に関する加点審査項目」を参照すること。

審査項目		配点
価格評価		20点
技術評価		78点
	事業方針に関する事項	6点
	設計・建設業務に関する事項	29点
	維持管理業務に関する事項	29点
	付帯施設業務に関する事項	8点
	事業計画に関する事項	6点
政策評価		2点
合計		100点

(3) . 技術評価及び政策評価の詳細評価

入札価格以外に関する事項の審査においては、別紙1「入札価格以外に関する加点審査項目」に示す項目ごとに審査を行い、次に示す5段階評価により得点を付与する。

得点は少数点以下第3を四捨五入し、小数点以下第2位までの数値とする。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該審査項目において特に優れている	各項目の配点×1.00
B	当該審査項目において優れている	各項目の配点×0.75
C	当該審査項目において標準的である	各項目の配点×0.50
D	当該審査項目において標準をやや下回っている	各項目の配点×0.25
E	当該評価項目において加点対象と認められない	各項目の配点×0.00

(4) . 審査項目の得点化方法

1) . 価格評価の得点化方法

入札価格については、以下の方法で得点化する。表は算出方法例である。

$$\text{得点} = \text{価格評価の配分点} \times (1 - (\text{入札価格}) / (\text{予定価格}))$$

2) . 技術評価及び政策評価の得点化方法

入札価格以外については、審査項目の合計を得点とする。

5. 総合評価及び最優秀提案の選定

選定委員会は、加点審査における総合評価値の最も高い提案を最優秀提案として選定する。

総合評価値の最も高い提案が2以上ある場合、当該入札参加者によるくじ引きにより最優秀提案を決定する。

6. 落札者の決定

県は、選定委員会の選定結果をもとに落札者を決定する。

別紙1 入札価格以外に関する加点審査項目

項目	審査の視点	配点	様式
1. 事業方針に関する事項		6点	—
(1) 本事業に対する基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的及び基本理念を適切に理解し、本事業に対する基本的な考え方が示されているか。 ・ 各業務を一体的・長期的に実施するための方針が示されているか。 ・ 各業務内容に基本理念の対応が明確に分かるように提案されているか。 ・ その他特筆すべき点、優れた点がみられるか。 	2点	5-1
(2) 事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代表企業、構成員、協力企業の役割分担が適切になされているか。 ・ 全体スケジュールを通じて、事業を統括する企業が明確であるか。 ・ その他特筆すべき点、優れた点がみられるか。 	2点	5-2
(3) 地域経済への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元企業、県内企業と積極的に連携する提案がなされているか。 ・ 地元の人材活用、資材調達等、地域経済の活性化に対する具体的な提案がなされているか。 ・ 県民や周辺住民が施設が出来ることのメリットを感じられるような提案がなされているか。 ・ その他特筆すべき点、優れた点がみられるか。 	2点	5-3
2. 設計・建設段階に関する事項		29点	—
(1) 設計・建設の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計、建設及び工事監理の方針、設計趣旨、実施体制が適切であるか。 ・ 県との連絡・協力が図れる体制となっているか。 ・ その他特筆すべき点、優れた点がみられるか。 	2点	6-9
(2) 工程・施工計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務を支障なく行うための工程計画となっているか。 ・ 余裕を持ち令和5年4月1日に供用開始できるような提案がされているか。 ・ 工事期間中のPRについて、地域住民のみならず、将来の施設利用に繋がるような工夫が示されているか。 ・ その他特筆すべき点、優れた点がみ 	3点	6-7 6-10

項目	審査の視点	配点	様式
	られるか。		
(3)敷地全体の計画		10点	—
①機能性・安全性への提案	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の目的を適切に理解した、優れた計画となっているのか。 ・県民の誰でも利用できるような、利便性・安全性に配慮しているか。 ・その他特筆すべき点、優れた点がみられるか。 	4点	6-2 6-3 6-4 6-8 6-11
②景観への提案	<ul style="list-style-type: none"> ・デザインコンセプトが明確であるか。 ・周辺地域との調和を図った計画、外観デザイン、配置となっているか。 ・基本理念を適切に理解した計画、外観デザイン、配置となっているか。 ・その他特筆すべき点、優れた点がみられるか。 	4点	
③環境への提案	<ul style="list-style-type: none"> ・環境安全、環境負荷低減のための提案がなされているか。 ・施設のランニングコスト削減のための提案がなされているか。 ・その他特筆すべき点、優れた点がみられるか。 	2点	
(4)建物内の施設計画		14点	—
①機能性への提案	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理業務及び運營業務内容を考慮した機能的な諸室の配置・構成となっているか。 ・感染症対策に考慮した動線となっているか。 ・動物等を取扱う施設であることを踏まえ、遮音や防振、気温、換気等の室内環境に配慮した快適性に優れた計画となっているか。 ・その他特筆すべき点、優れた点がみられるか。 	6点	6-2 6-3 6-5 6-6 6-8 6-12
②安全性への提案	<ul style="list-style-type: none"> ・県民全てが利用しやすいよう、バリアフリー及びユニバーサルデザインの理念が効果的に取り入れられているか。 ・平常時及び災害発生時において、施設利用者の安全が確保される計画となっているか。 ・その他特筆すべき点、優れた点がみられるか。 	4点	
③環境への提案	<ul style="list-style-type: none"> ・断熱や気密性の向上、日射のコント 	4点	

項目		審査の視点	配点	様式
		<p>ロール、空調及び換気方式の工夫等、環境負荷低減のための提案がなされているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備機器等の採用について、省エネルギー機器等が導入され、ライフサイクルコストの低減のための提案がなされているか。 ・その他特筆すべき点、優れた点がみられるか。 		
3. 維持管理業務に関する事項			29点	—
(1)施設等維持管理業務			11点	—
	①建物・建築設備保守管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な業務項目に具体的な業務実施方法・内容が提案されているか。 ・業務内容及び品質の確保、維持、向上について具体的な提案がなされているか。 ・その他特筆すべき点、優れた点がみられるか。 	2点	7-1 7-5 7-7
	②外構・植栽保守管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な業務項目に具体的な業務実施方法・内容が提案されているか。 ・業務内容及び品質の確保、維持、向上について具体的な提案がなされているか。 ・その他特筆すべき点、優れた点がみられるか。 	2点	
	③清掃・環境衛生管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な業務項目に具体的な業務実施方法・内容が提案されているか。 ・業務内容及び品質の確保、維持、向上について具体的な提案がなされているか。 ・その他特筆すべき点、優れた点がみられるか。 	2点	
	④警備業務	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な業務項目に具体的な業務実施方法・内容が提案されているか。 ・業務内容及び品質の確保、維持、向上について具体的な提案がなされているか。 ・その他特筆すべき点、優れた点がみられるか。 	2点	
	⑤焼却業務	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な業務項目に具体的な業務実施方法・内容が提案されているか。 ・業務内容及び品質の確保、維持、向上について具体的な提案がなされて 	3点	

項目		審査の視点	配点	様式
		<ul style="list-style-type: none"> いるか。 ・その他特筆すべき点、優れた点がみられるか。 		
	(2)修繕業務	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕業務の基本的な考え方について、優れた提案がなされているか。 ・修繕計画及び業務内容について、施設の性能・機能を維持するための具体的な提案がなされているか。 ・その他特筆すべき点、優れた点がみられるか。 	5点	7-2 7-6
	(3)譲渡犬猫展示室運営業務		11点	—
	①動物飼育業務	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な業務項目に具体的な業務実施方法・内容が提案されているか。 ・業務内容、動物飼育に適切な管理方法、品質の確保、維持、向上について具体的な提案がなされているか。 ・その他特筆すべき点、優れた点がみられるか。 	3点	
	②動物譲渡業務	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な業務項目に具体的な業務実施方法・内容が提案されているか。 ・業務内容及び品質の確保、維持、向上について具体的な提案がなされているか。 ・譲渡頭数を効果的・効率的に増加させる方法・内容が提案されているか。 ・「命について学ぶ施設」等の基本理念に対応した具体的な提案がなされているか。 ・その他特筆すべき点、優れた点がみられるか。 	8点	7-3 7-8
	(4)セルフモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理・運営業務のサービスの質を維持するための事業者によるセルフモニタリングの考え方、体制、手順について有効かつ具体的な提案がなされているか。 ・その他特筆すべき点、優れた点がみられるか。 	2点	7-4
4. 付帯施設業務に関する事項			8点	—
	(1)付帯施設に係る業務	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設利用者の魅力・利便向上に資する提案となっているか。 ・その他特筆すべき点、優れた点がみられるか。 	8点	7-9 7-10
5. 事業計画に関する事項			6点	—

項目		審査の視点	配点	様式
	(1)資金調達	<ul style="list-style-type: none"> ・ S P Cの資金調達に関する財務の健全性と安全性の確保について優れた提案がなされているか。 ・ 融資実行の確実性が高いと判断される提案がなされているか。 ・ その他特筆すべき点、優れた点がみられるか。 	2点	8-1
	(2)事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収支の根拠が明確かつ妥当であるか ・ 事業期間を通じて確実に安定的に事業を行うことができる収支計画となっているか。 ・ その他特筆すべき点、優れた点がみられるか。 	2点	8-2 8-4
	(3)リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計・建設期間及び維持管理期間におけるリスクについて、適切に把握し、有効な対策が具体的に提案されているか。 ・ その他特筆すべき点、優れた点がみられるか。 	2点	8-3
6. 政策評価に関する事項			2点	—
	(1)社会保険等の加入状況 【必須】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険等届誓約書を提出すること。 	1点	9-1
	(2)業務従事予定者の賃金最低基準【必須】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最低賃金にかかる誓約書を提出すること。 	1点	9-2